

ひめボス推進キャンペーンシンボルマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記のひめボス推進キャンペーンシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 シンボルマークは、愛媛県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

(1) 次の①及び②の条件を満たすもの

①「ひめボス宣言書」を作成し、県に写しを提出した事業所。ただし、「イクボス宣言」を行った事業所については「イクボス宣言書」の写しの提出に代えることができる。

②女性活躍推進に係る自主目標を設定し、県に提出した事業所。ただし、労働局に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を提出している事業所については、任意とする。

(2) 報道機関等が報道の目的で使用する場合

(3) その他知事が認めた者

(使用方法)

第3条 シンボルマークの使用方法は、次のとおりとする。

(1) シンボルマークの縦横比率を変更しないこと。

(2) シンボルマークの色相及び色調を変更しないこと。ただし、モノクロームで使用する場合など、印刷物等の仕様によりこれにより難しい場合は、やむを得ないと認められる範囲で色の変更を認めるものとする。

(使用料)

第4条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(苦情処理)

第5条 シンボルマーク使用者は、その使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告及び調査等)

第6条 県は、シンボルマーク使用者に対して、必要に応じてその使用状況等について報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

(シンボルマークに関する権利)

第7条 シンボルマークに関する一切の権利は、愛媛県に帰属する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月27日から施行する。